乳房撮影システム 保守業務委託契約書(参考)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 中込 博(以下 「甲」という。)と (以下「乙」という。) 収 入 とは、甲の保有する乳房撮影システムの保守業務について次のとおり契約する。 印 紙

(契約の目的)

- 第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受 託するものとする。
 - 一 乳房用 X 線診断装置 (製造番号:) 及びその周辺機器の保守業務

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年 月 日から令和11年 月 日までとする。

(委託料)

- 第4条 本契約に基づく委託料は、1年あたり 円 (消費税及び地方消費税を除く)とする。ただし、令和5年 月 日から1年間はメーカー保証により対応するものとする。
- 2 本契約の期間中において、法令の改正、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由 により第1項の委託料を改定する必要が生じたときには、甲乙協議してその額を変更できる ものとする。

(契約保証金)

第5条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号により免除する。

(業務完成の義務及び服務)

- 第6条 乙は、本契約の履行にあたり専門の技能を有する技術者により誠実に委託業務を行わなければならない。
- 2 委託業務の結果、機能維持のうえから不備と思われる箇所を発見したときは速やかに甲に 連絡し、その処置について協議するものとする。
- 3 委託業務は、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(作業責任者等の届出)

- 第7条 乙は作業責任者を選任し、文書により甲に届け出るものとする。
- 2 乙は契約締結後、すみやかに作業員名簿を甲に提出するものとする。
- 3 甲は第1条及び第2項の作業責任者及び作業員が委託業務実施上不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求し、交代または解任を要求することができる。

(使用材料等)

- 第8条 本契約に基づく委託業務に使用する材料、機械器具及び消耗品等は、別に定めるもの の他すべて乙の負担とする。
- 2 本契約に基づく委託業務に使用する用水、電力等は甲の負担とする。

(緊急業務)

- 第9条 本契約に基づく委託業務を実施中に緊急の処置を要するものを認めたときには臨機の 処置を施し、直ちに甲にその状況を報告し、指示を受けるものとする。
- 2 前項の処置に要した経費のうち、第4条第1項の委託料に含めることが適当でないと認め られるときは、甲乙協議のうえ甲が負担するものとする。
- 3 乙は本契約に基づく委託業務以外に、故障等のため甲から連絡があったときは、直ちに技 術者を派遣し復旧にあたるものとする。
- 4 前項の業務に要した経費は、本条第2項の規定を準用する。

(禁止事項)

- 第 10 条 乙は本契約において生ずる権利又は義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。
- 2 乙は本契約に基づく委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ文書により甲の承認を得た場合は、この限りでは ないものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の 目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本契約の履行のため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

(完了報告書等)

- 第13条 乙は所定の委託業務を完了したときは、その都度報告書を甲に提出し検査を受けなければならない。
- 2 甲は委託業務の履行状況及び結果が契約書に示すものに適合していないと認めた場合は、 乙に委託業務の手直し又はやり直しを命ずることができるものとする。
- 3 前項の手直し又はやり直しに要した経費はすべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

- 第14条 委託料の支払いは年度ごととし、乙は、各年度の業務完了後、第4条第1項の委託料 に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額」という。)に相当する額を加算した金額(た だし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を甲に請 求する。
- 2 甲は、業務完了後、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は 甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額 に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基 づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請 求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとす る。

(履行遅延違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額)に対して、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - 一 正当な理由なく別紙仕様書に定める履行期限までに本契約を履行しないとき、又は履行 の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 本契約の履行にあたり、不正な行為があると認められるとき。
 - 三 乙から本契約の解除の申出がされたとき。
 - 四 その他契約上の義務を履行しないとき。
 - 五 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、 又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として委託料の100分の10 に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

- 第17条 本契約に基づく委託業務の実施にあたり生じた損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。
- 2 本契約に基づく委託業務の実施にあたり第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。
- 3 天災その他不可抗力による損害が認められる場合において、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、乙はその責任を逃れることができる。

(経費等の負担)

第 18 条 本契約の締結に要する経費及び委託業務を行うために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、とくに甲が指示するものについては甲が負担する。

(長期継続契約)

第19条 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳 出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができ る。

(協議事項)

第20条 本契約書に定めのない事項については、山梨県立病院機構会計規程及び、山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとし、なお疑義がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 院長 中込 博

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報 を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託 してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しく は作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すもの とする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、 随時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。